リチウムイオン電池を用いた電動車椅子等（電池を容易に取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	×	×	—	1）機長は、当該物件の積載場所を把握すること。 2）リチウムイオン電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	×	○	×	—	
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	×	○	×	1個（1個当たりのワット時定格量が160Wh以下のものにあっては、その数量2個を1個とする。）	
ヘアーカーラー（炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの）	○	○	○	1個	充てん用の炭化水素ガスは持ち込んではならない。
水銀気圧計又は水銀温度計（水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの）	×	○	×	—	1）当該物件が気象に関する政府機関又は専門機関の職員により輸送される場合に限る。 2）機長は、当該物件の積載場所を把握すること。
膨張式救命胴衣等の個人用安全装置に用いられるガスシリンダー（区分番号が2．2の炭酸ガス又は高圧ガスが充てんしてある小型のものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	○	○	○	一の装置当たりの装備数量 2個 （装置は1個）	
予備のガスシリンダー	○	○	○	2個	
個人用安全装置以外の装置に用いられるガスシリンダー（副次危険性を有しない区分番号が2．2の炭酸ガス又は高圧ガスであって一容器あたり50mℓ以下のもの）	○	○	○	4個	
熱を発生する器具（高光度の潜水ランプ等）	○	○	×	—	熱を発生する部分と電池を分けること。
銃砲刀剣類等（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の2第2項第3号の銃砲刀剣類等をいう。）、銃弾その他航空機内における犯罪の制止のために使用される物件（日本の国籍を有する航空機にあっては、法令に基づき職務のため所持するもの。外国の国籍を有する航空機にあっては、当該外国において航空機内での所持が認められているもののうち、国土交通大臣が適当と認めるもの）	○	○	○	—	
水銀を含んだ医療用体温計（個人用であって、保護箱に入れてあるもの）	○	○	○	1個	
雪崩救難用バックパック（区分番号が1．4であって隔離区分がSの火薬類で含有量が200mg以下のもの及び区分番号が2．2の圧縮ガスのものであり、誤作動が生じないように包装され、かつ、バックパック内のエアーバッグが圧力開放弁を有するもの）	○	○	×	1個	
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器	○	○	○	—	1）当該物件は、自らが使用するものに限る。 2）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 3）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあっては、リチウム含有量が2ｇ以下、リチウムイオン電池にあっては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。 4）電子機器を受託手荷物として輸送する場合は、不測の作動を防止するように措置すること。
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		
リチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器	○	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個	1）当該物件は、自らが使用するものに限る。 2）リチウムイオン組電池は、国連試験基準マニュアルの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 3）リチウムイオン組電池は、ワット時定格量が100Whを超え、160Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウムイオン組電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		
携帯型電子機器に使用される燃料電池	×	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備のカートリッジ2個	1）当該物件は、引火性液体、腐食性物質、引火性液体ガス、水反応性物質又は水素吸蔵合金のいずれかが含まれているものに限る。 2）航空機内における燃料電池への燃料補給は行わないこと。ただし、専用の予備カートリッジで補給する場合を除く。 3）当該物件は、国際電気標準会議の安全基準に適合していること。 4）一の当該物件に含まれる燃料の最大容量は、液体については200mℓ、固体については200ｇ、液化ガスについては、カートリッジが非金属製の場合は120mℓ、金属製の場合は200mℓ、水素吸蔵合金については120mℓ以下のものであること。 5）燃料電池に水素吸蔵合金が含まれる場合にあっては、別表第1に掲げる特別規定A162に準拠すること。 6）燃料を含んだ燃料電池は身につける手荷物としてはならない。 7）燃料電池は、携帯型電子機器が使用されていない間は充電を停止する機能を有するものであって、かつ、「APPROVED FOR CARRIAGE IN AIRCRAFT CABIN ONLY」の表示がされていること。
燃料電池に使用される予備のカートリッジ	○	○	○		
省エネルギー型の家庭用電球	○	○	○	—	小売販売されている容器に収納されていること。
自動体外式除細動器（ＡＥＤ）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器	○	○	○	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個（リチウム含有量が2ｇ以下のリチウム金属電池及びワット時定格量が100Wh以下のリチウムイオン電池を除く。）	1）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 2）リチウム金属電池にあっては、リチウム含有量が8ｇ以下、リチウムイオン電池にあっては、ワット時定格量が160Wh以下のものであること。
短絡しないように個々に保護された予備のリチウム電池	×	○	○		
空気汚染モニター装置の目盛り検査のために使用される危険物を含む透過装置	○	×	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A41に準拠すること。
別表第1に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）を内蔵した携帯型電子機器	○	○	×	電子機器の数量にかかわらず、予備の電池2個	蓄電池（漏れ防止型のもの）は、別表第1に掲げる特別規定A67に準拠しており、かつ、電圧が12Ｖ以下、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。
短絡を生じないように個々に保護された予備の蓄電池（漏れ防止型のもの）	○	○	×		
内燃機関又は燃料電池機関	○	×	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A70に準拠すること。
病毒を移さない動物の標本	○	○	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A180に準拠すること。
冷却液体窒素を含有する断熱容器	○	○	×	—	当該物件は、別表第1に掲げる特別規定A152に準拠すること。
					1）当該物件に火薬、爆薬、火工品その他爆発性を有する物件が含まれている場合は、危険物輸送に関する国連勧告に従って試験を実施し、火薬類に該当しないものであること。